令和８年度　いじめ発生時の対応フローチャート

・いじめ被害者児童
・いじめ発見者
・アンケート
・保護者の訴え　等

被害者の訴え

①

【　教職員　】
〇担任
〇授業担当者
〇養護教諭
〇支援員　　等

第１連絡

②いじめ事案の報告（疑いも含む）

③聞き取りの指示

〇校長
〇教頭
〇生徒指導主任

④事実確認
「聞き取り用紙」に記録

5W1H　等

いじめ被害者児童

⑤いじめ被害情報の報告
「聞き取り用紙」に記録

5W1H　等

⑥

・「学校いじめ対策組織」の設置
・情報共有
・指導、支援体制の確立

⑥

⑦

〇臨時職員会議を開き、
　全職員に周知
※いじめ認知の判断

⑧いじめと認知

・指導体制、指導方針の決定
・保護者へ連絡、支援
・いじめた児童への指導
・羽生市教育員会へ報告
・いじめられた児童を徹底的に守る対応
・記録を作成
・重大事態である場合の対処、羽生市教育委員会への報告
・犯罪行為の場合、所轄の警察等へ通報

⑧いじめと認知しない

・指導体制、指導方針の決定
・児童の人間関係等の指導
・保護者へ連絡し、協力を得る
・記録の作成

・児童への支援・支援
・家庭との連携